

広島高裁総第23号
平成30年1月15日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

広島高等裁判所長官 菊池洋 一



司法行政文書不開示通知書

平成29年12月14日付け（同月18日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

伊方原発の運転差し止めを命じた広島高裁平成29年12月13日決定の裁判要旨

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすると広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。